

石島会計メモ

平成26年1月号



中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル 3階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者 石島洋一

今年は、石島“偕慶”事務所が目標です

☆☆新たなシンボル

移転した私どもの事務所の応接室に「書」が飾られました。そこに記せられているのが『偕慶』の二文字です。

これは石島が監査役を務めている株式会社エスエスイーの榎本宗義社長が贈って下さったものです。エスエスイーさんは東京を拠点に全国に情報システムの設計などを行っている会社です。

その榎本社長が、私が常日頃使う洒落（ダジャレではありません）のお返しにと、「会計」に絡めて、「偕慶」の二文字を贈って下さったのです。

まさに、私ども石島会計が目指している「皆様に慶んで頂けるサービスを提供する事務所」にぴったりの言葉でした。嬉しくなって、事務所のシンボルにと、掲示した次第です。石島会計の慶事でした。



☆☆中塚翠涛さんの書

この書を書いて下さったのが、「美文字」で話題の書家「中塚翠涛（なかつかすいとう）」さんです。テレビ朝日「中居正広のミになる図書館」などにシリーズ出演されたことで、一躍名を馳せました。榎本社長が、中塚さんとお知り合いだったことから、この書を贈って下さったのです。

その中塚さんの著作の一つに「コトバノ森」（PARCO出版）があります。熟語や禅語を書にしたものですが、単に「字」ではなく、美的な感覚を取り入れ、言葉の解説とともに、すばらしい著作になっています。

（裏面に続く）

☆☆笑いは大きな力

その「コトバノ森」の中で見つけたのが、「破顔一笑」でした。

もちろん、書自体は楽しい構成で、すばらしい字なのですが、そこに付されている文章まで読むと価値は倍増します。



『破顔一笑… 顔をほころばせて
にっこりと笑うこと。
不安を感じたり行き詰まったら
まずは笑ってみる。
たったそれだけで緊張がほぐれ
取るに足らないことだったと
思えるようになるかもしれません。
「笑顔」にはそれだけ大きな
力があるのです』

確かに、笑顔は大きな力になります。ぜひとも、この一年を、笑顔に満ちあふれた明るい年にしたいものだと思います。もしかしたら、皆が笑顔で喜びあえる企業づくりのお手伝いをすることが、「偕慶」に込められたメッセージなのかもしれません。本年もどうぞよろしく申し上げます。

今年の東京マラソン

出場は慎二郎選手のみ



毎年、この時期に大騒ぎ？をしていた石島会計の東京マラソンについてのお知らせです。昨年は抽選が当たり、石島会計より4名参加（所長、慎二郎、芦原、加藤）、全員完走だったのですが、今年は抽選にもれてしまいました。寄付金枠で石島親子はエントリーしたのですが、所長は、年齢的な問題と調整不足から、「笑顔」を作っても完走は無理と判断、出場辞退となりました。

したがって、本年は所長代理の慎二郎選手のみのお出場になります。

慎二郎選手のコメント

1年前の前回出場から現時点までの総練習量は8km、一日25メートル程度となります。マラソンはこのペースの練習で完走できる身近なスポーツであることを証明したいと思います。

Q & A 消費税5%？8%？どちら

【3月までは、あくまで5%が基本】

消費税の5%から8%への改正施行日4月1日がもう迫ってきました。4月1日前後の取引で、いろいろな疑問が生まれているようです。今回は、いくつかの疑問を取り上げてみましょう。

家賃の前払分は？

Q 毎月月末に翌月分の事務所家賃を支払っています。26年3月に支払う家賃で8%分の消費税を請求され、支払ったとき、税額控除出来るのは5%ですか、8%ですか？

A

基本的には、3月中の取引であれば5%が適用されます。たとえ8%の消費税を支払っても消費税は5%です。特に、3月決算の会社は、今年度の消費税の申告に際し、8%が適用される余地はありません。しかし、消費税8%で支払っているのに、おかしな結果です。そこで、3月決算の会社では、今期申告では5%として処理し、来期調整することが可能になっています。この処理については複数の方法がありますので、疑問の場合は、石島会計宛おたずね下さい。

4月以降決算の会社では、厳密には3月中の支払であれば5%で処理すべきですが、その後8%に修正することは可能とされていますので、当初から8%の基準で処理して問題ないでしょう。



3月末に出荷した商品

Q 当社では3月31日に出荷して売上計上した商品、得意先には4月1日に入荷します。当社では出荷時（3月31日）に売上計上、得意先は、入荷時に仕入計上されると思います。この場合、適用される税率は5%ですか、8%ですか？

A

棚卸資産の売上、仕入については、その会社の計上基準が適用されます。売り手、買い手、それぞれの計上基準が認められるので、この場合、売り手は3月31日に売上を計上（消費税5%）、買い手は仕入を4月1日に計上するのが原則です。

但し、請求書に5%の消費税が明示されていれば、買い手がこれに従って計上するのは問題ありません。トラブル防止という観点からすれば、事前に通知等をしておいた方が良いでしょう。期末近くに面倒な取引をしないというのが一番安心でしょうが、消費税のために取引を控えるのも解せないところです。

施行後の返品

Q 商品の返品があった場合、その商品が施行日前に販売したものか、施行日後に販売したものか、その都度、調べる必要がありますか？

A

3月31日前に販売した商品が返品になった場合は、旧税率（5%）が返品になったものとして、処理するのが基本です。ただ、たとえば4月に返品になったものは前月分の販売したものが返品になったとするなど、合理的基準を継続適用しているときは、それも認められます。その場合には、相手企業に対して、消費税率を明示する必要があります。

定期代と消費税

Q 電車賃が上がることも予想されます。4月よりの定期券を3月中に購入したとき、控除出来る消費税についての税率は5%ですか、8%ですか？

A

消費税率アップ時に、交通機関の運賃もアップされる見込みです。少しでも安く購入したというのが普通でしょう。但し、簡易課税の企業以外は、納めるべき消費税は、売上にかかる消費税から仕入（諸経費も含む）にかかる消費税を控除した金額ですから、実質負担は増加しません（消費税が最終負担者となるような病院や公益法人などを除く）。

そのことはともかく、交通費や各種チケットなどで、4月以降に役務提供を受ける場合でも、3月中に支払ったものについては旧税率が適用されることになっています。もちろん、旧税率5%で購入したモノを、8%で購入したとして仕入税額控除をすることは出来ません。



新刊本プレゼント

石島洋一著

「60分」図解トレーニング経営分析

(PHP ビジネス新書)

60分でわかるなんて、明らかに偽装…
でも、初心者向けでわかりやすいと評判。
トレーニング問題付きの

PHPビジネス新書で初のビジュアル版です。



応募は終了致しました。
たくさんのご応募ありがとうございました。